

平成 29 年 10 月 1 日

お客様各位

青い森信用金庫

全国健康保険協会青森支部との「健康宣言」事業に関する覚書締結について

青い森信用金庫は、青森県内における事業所による健康経営の取組み支援と地域社会の健康増進を目的として、全国健康保険協会青森支部と連携・協力に関する覚書を締結しました。

記

1. 「健康宣言」事業の目的

青森県内における事業所による健康経営の取組みをサポートし、地域社会の健康増進と発展に貢献することを目的とする。

2. 主な連携・協力内容

全国健康保険協会青森支部が実施する健康宣言事業において、「健康宣言」登録を行っている事業所及びその従業員さまを対象に金利優遇を適用します。

(1) 事業性融資

項 目	内 容
対 象 者	「健康宣言」登録を行っている事業所
金 利	当金庫所定の利率から最大 0.500%引下げします

※商品によっては金利優遇適用にならないものがあります。詳細につきましては、窓口または渉外担当にご確認下さい。

※審査結果により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

(2) 消費者ローン

① 「健康宣言」登録を行っている事業所の従業員さまを対象に下記の「個人向けローン」をご利用になる際に、優遇金利を適用いたします。

② 金利引き下げ幅は下記の通りとし、最大引き下げ幅の範囲内での適用といたします。

ローン種類	最大優遇幅
住宅ローン	▲2.2%
無担保住宅ローン	▲0.5%
自動車ローン	▲0.5%
フリーローン	▲0.5%

※フリーローンについては、当金庫で実施している「子育て世帯サポートプラン」との併用はできません。詳細につきましては、窓口または渉外担当にご確認下さい。

※審査結果により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

3. 適用開始日

平成 29 年 10 月 1 日（日）受付分から

以 上